

島根労働局発表
令和3年10月15日（金）

島根労働局労働基準部監督課
監督課長 櫻村 竜太
監察監督官 元行 展久
電話：0852-31-1156

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～労使への主体的取組の要請や労働局長による企業訪問などを実施～

島根労働局（局長 倉持 清子（くらもち きよこ））では、11月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

昨年度に続き、「しわ寄せ防止キャンペーン」とも連携を図ります。

【主な実施事項】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、県内の主要な使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組等が実施されるよう、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を収集して、ホームページ等を通じて地域に紹介します。【取材可能です】

○実施日時：11月10日（水） 14:00～15:00

○訪問先：株式会社バイタルリード（出雲市荻杼町 274-2）

（職場訪問の詳細は別途お知らせします。）

3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働が行われている事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ労働基準監督署が重点的な監督指導を行います。

4 過重労働相談受付集中週間を設定します

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間として、労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。また、11月6日は特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施します。

○実施日時：11月6日（土） 9:00～17:00

○フリーダイヤル：0120-^{なくしましょう}794-^{長い残業}713

※上記以外にも、最寄りの労働基準監督署（平日 8:30～17:15）や労働条件相談ほっとライン（0120-811-610、月～金 17:00～22:00、土日祝 9:00～21:00）で、相談や情報提供を受け付けています。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyuu-lec.com>